

東京都教育ダッシュボードにおける教育データ取扱い方針

令和5年8月17日 5教総策第645号 作成
令和7年10月20日 7教総デ第938号 改定

東京都教育委員会及び都立学校（以下、「教育委員会・学校」という。）は、東京都教育ダッシュボード（以下、「ダッシュボード」という。）において教育データを取り扱うにあたっては、教育データは生徒・児童（以下、「生徒等」という。）本人のものであるという前提に立ち、生徒等本人の利益を最大限に考慮し、適切な形で利活用を行っていくという観点から、教育データの取扱い方針を以下のとおり定める。

1 個人情報保護法に基づく教育データの取扱い

ダッシュボードでは、教育データを仮名化して保持する。ただし、教育委員会・学校においては、所持している他の情報と容易に照合することができ、個人の特定が可能であることから、個人情報保護法第二条第1項第1号の「個人情報」として取り扱う。

2 対象校

都立高等学校（通信制課程を除く）、都立中学校、都立中等教育学校、都立小学校

3 システム利用者

対象校の教職員及び東京都教育委員会職員

4 取り扱う教育データ

校務系情報（生徒等の生年月、所在区市町村、出欠席、定期考查点数、科目の評価・評定、所属する委員会、部活動、その他生徒等の基礎情報に係るもの）、学習系情報（学習支援サービスとして利用している MicrosoftOffice365 のログ情報）及び民間事業者が実施する模擬試験の結果情報

5 利用目的

- (1) ダッシュボード内の生徒等の教育データは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条（教育委員会の職務権限）五に掲げる「教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること」を遂行するために、以下の目的で利用する。

ア 生徒等の情報を分析して得られた課題に応じた、生徒等に対する学習指導、進路指導及び生活指導の実施

イ 学校内のクラス等の集団や学校全体の情報を分析して得られた課題に応じた、指導方法の検討及び学校経営の改善

(2) 教育データを基に統計的に加工した情報は、教育施策の立案に利用する。

6 教育データの蓄積開始時期

分析対象となる教育データは本方針を公表した後に蓄積を開始する。

7 教育データの保持期間

学校教育法施行規則における指導要録の様式2(指導に関する記録)の保存期間に準じ、生徒等の卒業後5年間、教育データを保持する。

8 分析を望まない生徒等への対応

生徒等、保護者がダッシュボードによる教育データの分析を望まない場合、いつでもその旨を申し出ることができる。申出に基づき、該当生徒等のデータを分析対象から除外する。

附則

この方針の第4条の改定は、令和8年4月1日から施行する。